

平成 24 年分

# 税の申告

が始まります

2月18日月～3月15日金

曜日	月	火	水	木	金
会場					
市役所税務課	●	●	●	●	●
マキノ支所		●		●	
今津支所	●		●		●
朽木支所		●		●	
安曇川公民館*	●		●		●
高島支所		●		●	

●印が受付日です。

受付時間：8時30分～11時30分  
13時00分～16時30分

※安曇川会場は昨年から安曇川公民館と  
なっています。(安曇川支所では行いま  
せんのでご注意ください。)



**市民税・県民税の申告と所得税の確定申告は、自分で書いて、お早めに提出を！**

平成25年度(平成24年分)の市民税・県民税の申告と平成24年分の所得税の確定申告が始まります。

申告期間中の各会場の受付曜日は次の表のとおりです。ご都合の良い日、会場をご利用ください。

**所得税の確定申告が必要な方**

●事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った

方などで、平成24年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方

●給与所得者の方で、次の①から③のいずれかに当てはまる方

①給与収入金額が2千万円を超える方

②給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方

③2か所以上から給与を受けられている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方

※①から③以外に申告が必要な場合があります。

20万円を超える方

●医療費控除等の所得控除の追加により、所得税の還付を受けられる方

※給与所得者の還付申告等の簡易な所得税の確定申告は、市役所でも受付できます。

ただし、次に該当する方は税務署で申告をしてください。

・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方

・土地や株などの譲渡所得がある方

・初めて事業所得の申告をされる方

・青色申告をされる方

・その他、損失の繰越控除など複雑な申告をされる方

●公的年金受給者の方で、次の①か②のいずれかに当てはまる方

①公的年金の収入金額が400万円を超える方

②公的年金以外の所得金額が

**譲渡所得の確定申告**

土地・建物や株式等の資産を売却した際に、譲渡益が生じている場合には、譲渡所得として所得税の課税対象となります。

また、平成22・23年分の確定申

告で「上場株式会社等に係る譲渡損失の繰越控除の特例」の適用を受けるための手続きをされている方は、平成24年中に株式等の譲渡がなかった場合でも、平成24年分の確定申告書の提出が必要です。

☎今津税務署  
(22) 2561

**市民税・県民税の申告が必要な方**

平成25年1月1日現在、高島市に居住している方。ただし、次の方を除きます。

- ①所得税の確定申告書を提出した方
- ②前年中の所得が給与所得だけで、年末調整を済ませている方(勤務先から給与支払報告書の提出があった方に限りません)。

※平成23年分の所得申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、その年分の所得税の確定申告は必要ありません。しかし、市民税・県民税の申告は必要です。

**農業収支の事前相談会**

平成24年分農業所得の収支内訳書を作成していただくための相談会を次の日程で開催します。

申告期間中は大変混み合いますので、ぜひこの機会をご利用ください。

開催日	会場	受付時間
2月8日(金)	マキノ支所	9時～11時30分
	朽木支所	9時～11時30分
2月12日(火)	高島支所	9時～11時30分 13時～15時30分
2月13日(水)	今津支所	9時～11時30分
2月14日(木)	安曇川公民館	9時～11時30分 13時～15時30分
	高島市役所	9時～11時30分

**インターネットを利用されている方へ**

確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ「http://www.nta.go.jp」の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。当コーナーで作成した確定申告書等は、ご使用のプリンターで印刷(モノクロ印刷でも可)して提出できます。

また、確定申告書等を自宅などからインターネットで提出できる、e-Tax をぜひご利用ください。(新規の方は住基カードの取得や開始届出書の送信が必要です)

☎今津税務署 (22) 2561  
市役所税務課 (25) 8116

※所得が全くない方でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険などに加入されている方は申告が必要です。また、介護保険、福祉医療、高額医療の申請をされる方や国民年金の免除申請をされる方等についても申告が必要となる場合がありますので、申告期間中に申告してください。

※申告が必要な方は、申告をされていないと所得証明書は発行できません。

☎市役所税務課  
(25) 8116

**申告に必要なもの**

- ・申告書用紙(昨年申告された方)
- ・印鑑
- ・給与所得者  
↓給与所得の源泉徴収票
- ・公的年金の受給者  
↓公的年金等の源泉徴収票
- ・生命保険料や地震保険料など  
↓支払金額の証明書
- ・国民年金保険料・国民年金基金  
↓支払金額の証明書(控除証明書)
- ・国民健康保険料(料)および後期高齢者医療保険料や介護保険料の納付金額の確認できる資料
- ・医療費控除を受けようとする方は、平成24年中に支払った医

療費の領収書(あらかじめ集計し、支払先が多い場合は「医療費の明細書」を作成してください。)

- ・事業所得者等 ↓「収支内訳書」
- ・営業や農業による収入がある方は、あらかじめ自分で収支内訳書を作成したうえで申告にお越しください。
- ・所得税の還付申告をされる方は、預金通帳口座番号(申告者名義のもの)
- ・その他(申告の内容により必要な書類があります。)

☎市役所税務課  
(25) 8116